平成２２年（フ）第１１８３３号
東京都江戸川区小松川２丁目９－２－1306
破産者　宮本　貴章
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１８３４号
東京都江戸川区小松川２丁目９－２－1306
破産者　宮本さゆり
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１８４８号
東京都荒川区荒川７丁目50－９－1906
破産者　服部　好邦
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１８４９号
東京都荒川区荒川７丁目50－９－1906
破産者　服部　りか
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１８７６号
東京都江戸川区中葛西７丁目22－15－101
破産者　冨田　紀子
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１９０４号
神奈川県鎌倉市岩瀬700－４－207
破産者　笹谷　孝子（旧姓石井）
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１９０５号
東京都新宿区新小川町８－29－302
破産者　須藤　秋彦
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１９０６号
東京都練馬区石神井台５丁目17－７－208
破産者　桐戸　朋之
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１９１６号
埼玉県入間市大字野田942－１　ポポラーレⅡ204
破産者　橋本真知子
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１９１７号
埼玉県新座市池田２丁目３－２－201
破産者　荒深　宣之
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１９１８号
東京都江戸川区西葛西３丁目15－16－803
破産者　小室かおり（旧姓吉田）
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１９２０号
東京都板橋区高島平１丁目13－１－207
破産者　高橋まり代
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１９２２号
神奈川県川崎市多摩区菅北浦５丁目７－２－101
破産者　鈴木　栄一
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１９２４号
東京都日野市百草897－32－206、住民票上の住所東京都世田谷区世田谷３丁目10－４
破産者　瀬木　珠美（旧姓須藤）
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１９３７号
東京都大田区中央６丁目18－８　メゾン市野倉Ｂ103
破産者　永良　京子
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１９５１号
東京都渋谷区幡ヶ谷１丁目31－７－501
破産者　河原健太郎
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２０１３号
東京都板橋区徳丸５丁目31－８－205
破産者　菅野　大輔
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２０３２号
東京都板橋区前野町４丁目40－３－101
破産者　木部　紀子
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２０４１号
東京都足立区弘道１丁目６－５
破産者　飯田　直美
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２０５５号
東京都世田谷区祖師谷２丁目３－14－101
破産者　辻　　哲也
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２０８７号
東京都江戸川区平井３丁目４－２－310
破産者　吉村　逸郎
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２０９２号
千葉県習志野市鷺沼４丁目６－10
破産者　鈴木　鈴子
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２０９３号
東京都杉並区永福２丁目59－１－207、開始決定時の住所東京都杉並区永福２丁目３－５
破産者　下城　正大
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部